

介護予防支援契約重要事項説明書

平成 年 月 日

1 担当する介護支援専門員（神戸市指定介護予防支援業務従事者）

担当部署 西神南あんしんすこやかセンター 担当者

連絡先 078-990-4165（午前9時00分～午後5時00分 日曜日、年末年始は休み）

2 事業所の概要

事業所名	西神南あんしんすこやかセンター
所在地	神戸市西区井吹台東町1丁目1番地
連絡先	TEL 078-990-4165 FAX 078-990-4166
緊急時の連絡先	TEL 078-992-0065（大慈弥勒園）
管理者連絡先 管理者 前田政則	TEL 078-990-4165 FAX 078-990-4166
営業日	平日、土曜日（日曜日、年末年始は休み）
営業時間	午前9時00分～午後5時00分まで
サービス提供実施地域	神戸市西区井吹台東町・西町・北町、櫛谷町、伊川谷町井吹

3 当事業所の法人概要

法人名	大慈厚生事業会
所在地	神戸市中央区東川崎町6-2-6
連絡先（代表）	TEL 078-671-0731 FAX 078-671-5375
法人種別	社会福祉法人
代表者	理事長 松井 尚子
法人の行う他の業務	母子生活支援施設 保育園 ケアハウス 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム ショートステイ デイサービス

4 当事業所の従業員

職種	職務内容	人員数
管理者	事業所の管理業務	1人
介護支援専門員(ケアマネジャー)	介護予防支援業務	6人

5 事業の目的・運営方針

(事業者の運営規定に掲げる事項について概要をご記入下さい)

事業の目的	要支援状態にある利用者に対してその心身の状況や置かれている環境等に応じて本人や家族の意向等を基に適切なサービス・社会資源を利用して利用者が自立した生活が送れるよう連絡調整その他便宜の提供を行うことを目的とする。
運営方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 介護保険法令の遵守 2. 公正中立な介護予防支援の提供 3. 利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう介護予防サービス計画の作成 4. 地域・行政・その他介護予防サービス事業者との連携

6 提供する介護予防サービスの内容

契約書本文第4条～第7条に定めるお客様に提供するサービスの内容は次のとおりです。

内 容	提 供 方 法	保険適用
介護予防サービス 計画の作成 (契約書本文第4～7条)	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者のお宅を訪問し、利用者やご家族に面接して情報を収集し、解決すべき問題を把握します。 2 自宅周辺地域における介護予防サービス事業者やインフォーマルサービス事業者が実施しているサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者やご家族に提供し、利用者によるサービスの選択を求めます。 3 提供するサービスが目指す目標、目標の達成時期、サービスを提供するうえでの留意点などを盛り込んだ介護予防サービス計画の原案を作成します。 4 介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定サービス等について、保険給付の対象となるサービスと対象とならないサービス(自己負担)を区分して、それぞれ種類、内容、利用料等を利用者やその家族に説明し、その意見を伺います。 5 介護予防サービス計画の原案は、利用者やその家族と協議したうえで、必要があれば変更を行い利用者から文書による同意を得ます。 	○

<p>介護予防サービス 事業者等との連絡調整・便宜の提供 (契約書本文第4条)</p>	<p>介護予防サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう介護予防サービス事業者等との連絡調整を行います。</p>	<p>○</p>
<p>サービス実施状況の把握・介護予防サービス計画等の評価 (契約書本文第4条)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者及びその家族と毎月連絡をとり、サービスの実施状況の把握に努めます。 2 利用者の状態について定期的に再評価を行い、利用者の申し出により又は状態の変化等に応じて介護予防サービス計画の評価、変更等を行います。 	<p>○</p>
<p>給付管理 (契約書本文第4条)</p>	<p>介護予防サービス計画の作成後、その内容に基づいてサービス利用票・提供票による給付管理を行うとともに、毎月の給付管理票を作成し、兵庫県国民健康保険団体連合会に提出します。</p>	<p>○</p>
<p>相談・説明 (契約書本文第4条)</p>	<p>介護保険や介護に関することは、幅広くご相談に応じます。</p>	<p>○</p>
<p>医療との連携・主治医への連絡 (契約書本文第3条・別紙)</p>	<p>介護予防ケアプランの作成時（又は変更時）やサービスの利用時に必要な場合は、利用者の同意を得たうえで、関連する医療機関や利用者の主治医との連携を図ります。</p>	<p>○</p>
<p>財産管理・権利擁護等への対応 (契約書本文第3条・別紙)</p>	<p>利用者がサービスを利用する際に、その所有する財産の管理や権利擁護について問題が発生し、第三者の援助が必要な場合には、利用者の依頼に基づいて必要機関への連絡を行います。</p>	<p>—</p>
<p>介護予防サービス計画の変更 (契約書本文第4条)</p>	<p>利用者が介護予防サービス計画の変更を希望した場合又は事業者が介護予防サービスの変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービスの変更を行います。</p>	<p>○</p>

要介護認定等にかかる申請の援助 (契約書本文第6条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の意思を踏まえ、要介護認定または要支援認定（以下、「要介護認定等」という。）の申請に必要な協力を行います。 ・ 利用者の要支援認定有効期間満了の60日前には、要介護認定等の更新申請に必要な協力を行います。 	○
サービス提供記録の閲覧・交付 (契約書本文第7条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者は、サービス提供の実施記録を閲覧し、複写物の交付を受けることができます。 (但し、別紙1に記載する複写料等の実費を請求する場合があります。) ・ 利用者は、契約終了の際には事業者に請求して直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書面の交付を受けることができます。 	○
介護支援専門員の変更 (神戸市指定介護予防支援業務従事者)	介護支援専門員（神戸市指定介護予防支援業務従事者）の変更を希望する場合は、相談窓口の担当者までご連絡下さい。	○

訪問回数の目安	介護支援専門員（神戸市指定介護予防支援業務従事者）が、利用者の居宅を適宜訪問し状況の把握等を行います。
---------	---

7 サービスの利用料及び利用者負担

(料金)

当事業所の介護予防支援（介護予防サービス計画の作成・変更、事業者との連絡調整、相談説明等）については、原則として利用者の負担はございません。

※介護保険適用の場合でも、利用者に保険料の滞納等がある場合には、一旦1ヶ月あたりについて、下記の料金を頂き、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

介護予防支援初回時	3, 252円
継続時	4, 661円
介護予防小規模加算時	3, 252円

(サービス提供証明書を住所地の区役所介護保険係の窓口に提出しますと、後日払戻しとなる場合があります。また、滞納期間によっては全額が利用者のご負担となる場合もあります。)

(その他の費用)

内 容	金 額	説 明	支払方法
交 通 費 (実費)	実費相当分	サービス提供実施地域以外の地域に訪問出張する場合には、実費相当の交通費が必要となります	その都度請求させていただきます。
本契約の解約料	7913円	契約書本文第9条第1項但し書の解約の申出により直ちにこの契約を解約する場合には、原則として解約料が必要となります。	お支払いについては、その月の10日までにお願います。
申請代行料	無 料	要介護認定等の申請代行にかかる費用については無料です。	
サービス提供実施記録コピー等代金	コピー料金 (1枚あたり) 実費相当分	サービス提供の実施記録を利用者に交付する場合にコピー料金等の実費負担が必要となります。	

8 契約の終了と自動更新について

契約の有効期間については、要支援認定の有効期間の満了日でいったん終了することとなります。ただし、有効期間の満了10日前までに、利用者から契約を終了する旨の申し出がない場合には、この契約は次の要支援認定の有効期間（原則として6か月程度）まで、自動的に更新されます。

9 契約期間途中で解約の場合

この契約は、契約期間中であっても、利用者の方から解約を希望する10日前までにお申し出いただければ解約することができます。この場合、解約料のお支払いは必要ありません。

ただし、ただちに解約を希望される場合には、解約料をいただく場合があります。

※ 利用者において緊急入院等の正当な理由がある場合には、解約料は必要ありません。

10 プライバシーの保護

当事業所は、利用者にサービスを提供するうえで知り得た情報は、契約期間中はもとより、契約終了後においても、決して第三者に漏らすことはありません。

また、利用者やそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物に関しては、善良な管理者の注意をもって管理を行い、処分の際にも漏洩の防止に努めます。

ただし、当事業所がサービスを提供する際に利用者やご家族に関して、知り得た情報については、

- ・サービス担当者会議などでサービスの利用調整を行う際に必要となります。
- ・このため、その利用には利用者の同意が必要となりますので、別紙の同意書に記名押印いただくこととなります。

11 サービス提供中における事故発生時の対応

当事業所は、サービス提供中において事故が発生した場合、事故原因等状況の把握に努め、神戸市、区あんしんすこやか係等関係機関と連携し速やかに対応いたします。

また、発生した事故に対し法人内のリスクマネジメント委員会にて検討し、再発防止に努めます。

12 損害賠償について

当事業所が利用者に対して賠償すべきことが起こった場合は、契約書本文第11条に基づき、金銭等により賠償をいたします。

当事業所は以下の内容で損害賠償保険に加入しています。

○加入保険名

居宅介護事業者賠償責任保険

○保険の内容

居宅介護支援の業務に関わる事項について賠償責任が発生した場合に対応できる保険

○賠償できる事項

当センターの加入保険の規定に基づく。

13 サービスの苦情相談窓口

当事業所は、提供したサービスに苦情がある場合、又は作成した介護予防サービス計画に基づいて提供された介護予防サービスに関する苦情の申し立てや相談があった場合は、速やかに対応を行います。

サービスの提供に関して苦情や相談がある場合には、以下までご連絡下さい

○ 当事業所の苦情相談窓口

窓口 西神南あんしんすこやか センター 担当者 前田 政則	連絡先 078-990-4165 FAX 078-990-4166 (受付時間 9:00~17:00) 緊急連絡先 078-992-0065 (大慈弥勒園)
--	--

○ 介護保険の苦情や相談に関しては他に、下記の相談窓口があります。

(介護保険サービスの苦情について) 兵庫県国民健康保険団体連合会	連絡先 (078) - 332 - 5617 受付時間 9:00~17:00
(介護保険サービスの質や契約上のトラブルについて) 神戸市生活情報センター	連絡先 078 - 371 - 1221 受付時間 午前9時~午後12時 (平日) 午後1時~午後 5時

14 要介護認定等の前に介護予防支援の提供が行われる場合の特例事項の説明

付属別紙のとおり

15 委託先の指定居宅介護支援事業者

事業所名	
担当介護支援専門員	
所在地	

介護予防支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面（及び付属別紙）に基づいて重要事項の説明を行いました。

平成 年 月 日

事業者 所在地 神戸市西区井吹台東町1丁目1番地
名称 西神南あんしんすこやかセンター 印

説明者 氏名 _____ 印

私は、本書面（及び付属別紙）により事業者から重要事項の説明を受けました。

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

上記代理人（代理人を選定した場合） 住所 _____

氏名 _____ 印

(付属別紙)

要介護認定等の前に介護予防支援の提供が行われる場合の特例事項に関する 重要事項説明書

利用者が要介護認定等の申請後、認定結果通知を受けるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護予防サービスの提供を受けるために、暫定的な介護予防サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1 提供する介護予防支援サービスについて

- ・利用者が要介護認定までに、介護予防サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結の日から10日以内に介護予防サービス計画を作成し、利用者にとって必要な介護予防サービス提供のための支援を行います。
- ・介護予防サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定の結果を上回る過剰な介護予防サービスを位置付けることのないよう配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・作成した介護予防サービス計画については、要介護認定等の後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2 要介護認定等の後の契約の継続について

- ・要介護認定等の後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。
このとき、利用者から当社に対してこの契約を解約する旨の申入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・また、利用者から解約の申入れがない場合には、契約は継続しますが、契約書別紙2に定める内容については終了することとなります。

3 注意事項

要介護認定等の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定等の結果、自立（非該当）となった場合には、要介護認定前に提供された介護予防サービスに関する利用料は、原則的に利用者にご負担いただくこととなります。
- (2) 要介護認定等の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。
この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくこととなります。